

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市除く)  
( 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

不登校児童生徒への支援について(通知)

このことについては、令和2年5月28日付け教生学第111号通知により、各市町村教育委員会及び各学校において、新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の再開後、児童生徒一人一人に応じた心のケアに充実に努めていただいているところです。

こうした中、本年4月から7月末までの児童生徒の欠席に関する状況等を市町村教育委員会及び学校の協力を得て把握したところ、例年よりも授業日数が少ない中であっても、「10日以上欠席した児童生徒数」は、昨年同期と同程度であり、今後、不登校となる児童生徒の増加が懸念される状況です。

つきましては、市町村教育委員会及び学校において、次のことに留意し、不登校の予兆への対応を含めた初期段階から組織的・計画的な支援の充実に努めるようお願いいたします。

記

1 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけではなく様々な専門スタッフと連携・協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、学校での中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2 予兆への対応を含めた初期段階での支援

(1) 欠席理由は、保護者との連絡により確認し、記録化した上で学校全体で情報共有すること。

(2) 欠席が続いたとき(目安として連続3日)は、理由によらず、家庭訪問等により児童生徒の状況を現認し、管理職を含め生徒指導部会等において、欠席の要因や背景をもとに今後の支援方針について共通理解を図ること。

(3) 欠席がさらに続いたとき(目安として連続5日)は、学校と関係機関の連携・協力により「児童生徒理解・支援シート」(※1)等を作成し、児童生徒や保護者への支援を始めること。なお、「児童生徒理解・支援シート」等の作成にあたっては、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、児童生徒や保護者との話し合いを通じて作成することが望ましいこと。

3 不登校児童生徒への支援

(1) 学校と関係機関が「児童生徒理解・支援シート」等をもとに情報共有を図り、支援の進捗状況に応じて支援内容を見直すなど、継続してきめ細かな支援をすること。

(2) 児童生徒の状況に応じて、教育支援センター、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する。なお、当該児童生徒の指導要録上の取扱いについては、次の4(1)の通知を参照し、対応すること。

(3) 児童生徒及び保護者が、教育支援センター等の教育委員会所管の機関、児童相談所、病院、民間団体等で専門的な相談・支援を受けることができるよう、相談窓口を継続して周知すること。

4 参考通知

(1) 令和元年11月6日付け教生学第668号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」

(2) 平成30年4月25日付け教生学第91号通知「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」

(※1)「児童生徒理解・支援シート」のダウンロード

<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/H30tsuuchi.htm> →

